このような状況に対処し、主要幹線道路としての機能を強化するため、浦添市崎原地内の沖縄西海岸道路港川アクセスランプから同市字城間大川地内の一般国道58号までの延長約1,550mの区間を道路構造令（昭和45年政令第320号）第４種第１級の規格に基づく４車線の道路を新たに整備する本件事業を計画したものであり、土地収用法第３条第１号に該当する事業である。

本件事業が完成することにより、沖縄西海岸道路と一般国道58号現道を結ぶ道路ネットワークが構築され、交通の分散が図られることにより、浦添市の市街地における交通量が減少し、交通渋滞の緩和に寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は「環境影響評価法」（平成９年６月13日法律第81号）や「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年12月27日沖縄県条例第77号）で定める環境影響評価対象外の事業であるが、平成16年３月、平成17年３月に同法に準じて、本件事業区間を含めた地域で内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所が任意に環境影響調査を実施し、その後沖縄県で再評価の必要性等を検討した結果、平成27年３月に大気環境に与える影響についての照査を行っている。

その結果、大気質については環境基準を満足しているが、騒音については、昼間の騒音レベルが環境基準を超える結果となったことから、騒音低減効果のある高機能舗装を使用する措置を講じることとした。

また、本件事業においては、工事に際しても環境保全に配慮した必要な対策が講じられるものであり、環境への影響は軽微なものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記環境影響評価調査等によると、本件事業区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の国の天然記念物に指定されているオカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ及び絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）の国内希少野生動植物種であるハヤブサが確認されている。

このうちオカヤドカリ、オオナキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリについては、工事着工前に可能な限り捕獲し、工事区域外の影響を受けない場所に移動するなどの保全措置を講ずることで、環境に与える影響の低減が図れるものと予測される。ハヤブサについては、営巣及び繁殖は確認されておらず、生息可能な環境は周辺に広く存在しているので影響は少ないと予測されるが、起業者はモニタリング調査を実施し、必要に応じ専門家の指導助言を受け、必要な措置を講じるものである。

植物については、環境省のレッドリストに絶滅危惧Ⅱ種として掲載されているコギシギシ、オキナワマツバボタン等が確認されているので、工事による改変箇所で確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じるものである。

このほか、本件事業区間には文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地指定されている「崎原古墳群」、「東空寿古墳群」が分布しているが、沖縄県教育委員会、浦添市教育委員会との調整協議のうえ、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じているほか、改めて本事業により、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、沖縄西海岸道路と一般国道58号現道を結ぶ道路ネットワークが構築され、交通の分散が図られることにより、浦添市の市街地における交通量が減少し、交通渋滞の緩和に寄与するものである。

また、一般国道58号現道の城間地内に存する三枝交差点と四枝交差点が近接する歪な交差点が改善され、規定の右折滞留長を確保できることから、直進車両の通行阻害が解消され、常態化している交通渋滞の緩和が見込まれることを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づく４車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業におけるルートについては、沖縄西海岸道路の港川アクセスランプの港川交差点を起点とし、キャンプキンザー基地の重要施設（通信施設）との保安距離を確保しながら、市道牧港線と交差し、浦添市指定文化財である崎原古墳群、東空寿遺跡、東空寿古墳群、沖縄電力城間変電所を極力回避し、終点となる一般国道58号城間交差点に接続する延長1,550mのルートである。なお、本件事業の計画は平成17年９月13日付け沖縄県告示第607号で都市計画決定された那覇広域都市計画道路3. 2.15号港川道路と基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、浦添市内の一般国道58号は、慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

更に、浦添市や浦添商工会議所より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県浦添市役所

国会事項

衆議院

報告書受領

十一月二十七日内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

又同日内閣を経由して文部科学大臣馳浩から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十六年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十六年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十六年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

人事異動

内閣

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる

（大臣官房審議官兼アジア大洋州局）外務事務官　垂　秀夫

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる

（アジア大洋州局南部アジア部長）同　梨田　和也